令和4年8月定例教育委員会会議録

令和4年8月定例教育委員会は、7月26日(火)大府市役所5階委員会室1に招集し、次のとおり審議した。

○出席した委員

一番席委員 冨田 良平 三番席委員 淺井 宣亮

四番席委員 西村 和子

○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、主席指導主事、学校教育課長、学校教育課学校総務係長、学校教育課学校総務係主任、 学校教育課学校施設係長、学校教育課放課後係長

○傍聴者

無し

○提案議案

議 案 第 49号 令和5年度使用小学校教科用図書の採択について

50号 令和5年度使用中学校教科用図書の採択について

51号 第50回人権を理解する作品コンクールの後援申請について

52 号 第30回大美展の後援申請について

53号 講演「ネット・スマホ依存とその対処法」の後援申請について

報告事項 1号 小中学校現況報告について

開会時間 午後 1時30分

閉会時間 午後 2時20分

発	言	者	要旨
	教育長		それでは、ただいまから令和4年8月の定例教育委員会を始めさせていただきます。まず、前回の会議録につきましては、先ほど教育長室で御承認いただきました。ありがとうございました。 続いて、教育長報告です。前回が7月12日でしたので、それ以降につきまして、御報告をいたします。 7月13日、教育委員の皆様とともに、東海市芸術劇場で行われました愛知県市町村教育委員会連合会の定期総会・研修会に出席しました。研修会では、元東海市教育委員の千田伸子氏から「新しい時代の教育、折れない心の育て方」と題して、有意義なお話を聞かせていただきました。 7月14日、3年ぶりに実施する予定となっております、遠野市との小学生による都市間交流について、保護者説明会を開催いたしました。今年は3年ぶり13回目の都市間交流となり、およそ140名の応募者の中から選ばれた20名の小学生とその保護者の方々、ともに大きな期待を寄せている様子を窺うことができました。 7月15日、今年度1回目の大府市適応指導推進会議をスピカで行いました。各小中学校と市の適応指導教室 レインボーの不登校対応の様子について情報交換を行い、市のスクールカウンセラーの方々に指導・助言をいただきました。 7月20日、市内13小・中学校それぞれに課題を抱えていますが、大過なく、1学期の終業式を迎えました。 7月26日、本日から市内小学5年生の野外教育活動が始まっています。県や市のコロナ感染状況が大変気がかりですが、昨日、体調等に心配のあるお子さんは参加を控えていただくよう、再度学校から連絡を流してもらい、今日、北山小学校が出発をしました。 以上です。
	教育長		それでは協議事項に入りたいと思います。 議案第49号・50号につきましては、小・中学校の教科用図書の採択についてです。 教科書の採択に当たっては開かれた教科書採択ということが言われております。また、知 多教科用図書採択地区協議会規則により、採択事務が終了する8月31日までは、その結果 や経過を公表しないことになっております。 そこで次の2点をお諮りします。1点目として、本議事に関して、議事録については9月 1日以降に公開すること、2点目として、傍聴については認めないことです。 この2点についてご意見をお願いします。 はい、A委員お願いします。
	A委員		2点とも賛成です。 教育委員会の委員や事務局職員には守秘義務が課せられていますが、傍聴人には課せられていません。そのため、傍聴は認めるべきではないと思います。また、議事録は公表するのですから、開かれた教科書採択は担保されていると思います。
	教育長		ありがとうございました。その他に意見はありませんか。 それでは確認します。議事録は9月1日以降公表すること、傍聴については認めないこと の2点について、賛成の方は挙手をしてください。
			(全員举手)
	教育長		確認しました。

発 言 者	要旨
	本日の教科書採択について、大府市教育委員会会議傍聴人規則第3条に基づき、傍聴人を 認めないこととします。
教育長	それでは議事に入らせていただきます。 本日の議事は、令和5年度使用教科用図書の採択に関するものです。「小学校教科用図書の採択」、「中学校教科用図書の採択」の2点に分けて議事を進めて参ります。 それでは、はじめに、議案第49号「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」 の審議を行います。事務局説明をお願いします。
主席指導主事	まず、議事録について、2点補足をお願いします。 1点目は議事録の公表に際して、個々の委員の賛否を明らかにしないため、議事録では 個々の名前を伏せさせていただくこと、2点目は本日の議事内容については口外されないよ うにお願いいたします。 それでは、議案第49号「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」説明いたし ます。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	先ほどの説明は、知多地区が共同採択であることから、5市5町の教育長と、学識経験者、保護者、校長、教頭、教員の代表が委員を務める、知多教科用図書採択地区協議会において協議され、承認されたものであります。 それでは、質疑を行います。御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、A委員お願いします。
A 委員	知多教科用図書採択地区協議会において承認されており、大府市も引き続き同一の教科書 の採択を承認することでいいと考えます。
教育長	その他いかがでしょうか。 それでは、採決に入ります。 議案第49号につきまして、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員举手)
教育長	ありがとうございました。 全員の賛成を得ましたので、本案は、原案のとおり採択することに決しました。 続きまして、議案第50号「令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」の審議を 行います。事務局説明をお願いします。
主席指導主事	議案第50号「令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	それでは、質疑を行います。御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、B 委員お願いします。
B 委員	知多教科用図書採択地区協議会において承認されており、大府市も引き続き同一の教科書の採択を承認することでいいと考えます。

発 言 者	要旨
教育長	その他いかがでしょうか。 それでは、採決に入ります。 議案第50号につきまして、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
教育長	ありがとうございました。 全員の賛成を得ましたので、本案は、原案のとおり採択することに決しました。 ご審議、ご承認いただきありがとうございました。すべての議案につきまして、知多教科 用図書採択地区協議会の答申を承認し、教科用図書を採択したことを報告させていただきま す。
教育長	続きまして、議案第51号「第50回人権を理解する作品コンクールの後援申請について」 事務局説明をお願いします。
学校教育課 学校総務係主任	議案第51号「第50回人権を理解する作品コンクールの後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、冨田委員お願いします。
冨田委員	例年出てきているものでありますし、作品製作を通して、子どもたちが人権について考えるよい機会にもなりますので、後援することに問題はないんじゃないか、後援して良いのではないかと思います。
教育長	その他いかがでしょうか。 それでは、議案第51号につきまして御承認いただけるということでよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	ありがとうございました。議案第 51 号は承認いたします。 続きまして、議案第 52 号「第 30 回大美展の後援申請について」事務局説明をお願いします。
学校教育課 学校総務係主任	議案第52号「第30回大美展の後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等 資料により説明)
教育長	この件につきましてご意見、ご質問などよろしいでしょうか。 はい、西村委員お願いします。
西村委員	問題ないと思うんですけども、1点だけちょっと確認です。 収支予算書のところに印刷にポスターが50枚とあるんですけど、令和3年に許可した時 に、何かしら学校にポスターを掲載されたっていう形跡はありますか。

発 言 者	要旨
教育長	事務局お願いします。
学校教育課 学校総務係長	昨年の実績からすると、学校に配布の依頼をいただいてはおりません。 ただ市役所だとか、公共施設のほうに配布の依頼が実績としてはありますので、恐らくそ の枚数かなというふうに思っております。
西村委員	やっぱり幅広い年齢層の集客と書いてあったものですから、子どもたちに見てほしいのかなって思いました。もし、市役所だけでなく、学校に負担かかっちゃいけないですけど、他に子どもたちが行くような児童センターとか、アローブとかそういうところにも貼っていただくといいなと思いました。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、冨田委員お願いします。
冨田委員	子どもたちも含めて、市民全体に広く見てほしいという狙いがあるんでしたら、大府市の ほうにも後援依頼をすればいいのじゃないかなと思うんですが、大府市のほうには後援依頼 っていうのは出されていないんでしょうか。
教育長	事務局お願いします。
学校教育課 学校総務係主任	確認は取れていないんですが、恐らく出していないと思われます。
教育長	事務局から、今後については、大府市のほうへ後援依頼をしていただくよう話をさせていただきます。 その他いかがでしょうか。 それでは、議案第52号につきまして御承認いただけるということでよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	ありがとうございました。議案第 52 号は承認いたします。 続きまして、議案第 53 号「講演「ネット・スマホ依存とその対処法」の後援申請につい て」事務局説明をお願いします。
学校教育課 学校総務係主任	議案第53号「講演「ネット・スマホ依存とその対処法」の後援申請について」説明いた します。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきましてご意見、ご質問などよろしいでしょうか。 はい、淺井委員お願いします。
淺井委員	まず第1点、日本次世代育成支援協会というのは、ちゃんとしたところなのかどうかというところ。現状、社会で政治と宗教団体が結びついてどうとか。この主催する団体がどんなところなのかなという疑問点が1点。また、15人ぐらいスタッフ、講師の方がいらっしゃって、参加人数が25人と、とても少ない。タイトルはすばらしいと思います。このネット・スマホ依存とその対処法っていう

発 言 者	要旨
	のは、すばらしいと思うんですが、どんなことをアドバイスするのかというのが少し不安で、 内容に関しては全く一切分からないですので、大府市が望む対処法ではない対処法をアドバイスされる可能性もあるので、この資料だけを見て、教育委員会が後援しますというのは、少し無責任になるのかなという気もしました。 あと、心配としては、定款の中に事業というところがあって、第5条の3番目に「結婚・出産・子育てなどの悩みに応えられるカウンセラーの教育、養成」というふうになっていますから、例えば、ここで、カウンセラーになりませんかという、勧誘が行われる可能性も。とても失礼な穿った見方になってくるかも分からないんですけれど、よくそういうことも行われることがありますので、新宗教とかそういうのが。私どちらかというと大学で専門にやっておりますので、この内容だけを見ると、新宗教のグループがタイトルだけを変えて、新しい会員とか、またカウンセラーということで、加入するための場所という気もしないでもないですので、これを読んで、どんな対処法を教えるのかということが一切書かれていないですので、そこがとても不安に思いました。あと、よく分からないですけど、名簿が会員名簿じゃなくて社員名簿っていうふうになっているんですけど、これは、社員ということであれば、非営利団体といっても、ある程度の給料とか出るとすると、それはどこで一体利益を上げているのかなというような気もして。この申請書だけから、大府市が後援するか後援しないかという判断をするんであれば、すばらしい講演の可能性も高いと思いますが、ただ、不安な面もありますので、内容が全く分からない後援申請書になっておりますので、私としては、教育委員会が自信を持って後援するというのは、少し怖いかなと感じました。
教育長	事務局お願いします。
学校教育課学校総務係長	今調べる限り、以前申請があった時にも少し調べたんですが、基本的には心理カウンセラー系の合同会社の代表さんが、心理カウンセラーを養成するような会社をどうも経営されていて、その関連で、医学博士だとか、芸術家とか色々な方が入ったNPOみたいなものを立ち上げているようです。名簿に社員と書いてあるのは、ひょっとしたらその流れの中で、作っているのかなと。本当は社員ではないと思うんですけど、恐らくNPO法人という意味合いでの社員という、民間の会社との兼ね合いで表現されているんじゃないかなと思われます。過去の実績をインターネット上で見ると、例えば、学校とかで、講義をやられたりとか、あとは社会福祉協議会とか、公的機関でもやっておりますし、消防本部でもやったりとか、他の市町の公共機関でも活動がされているような団体さんですので、どのような団体かと言われると、やはりこの資料だけでは、淺井委員のおっしゃるとおり読み取りづらいところではありますが、他の自治体の事例でいくと、一定の公共性のあるもの、団体ということで認められて講演をしているという実績はあるので、団体自体については、そこまで怪しいという団体ではないのかなというふうに認識はしております。
淺井委員	もう1点なんですけど、もう一つ気になるのはやっぱり、定員40名と謳っていると。私の感覚だと、本当にその対処法をみんなに広めたいんであれば、もっとたくさんの会場でみんなに普通に講演するという感じが、効率的なような気がします。 それこそ40名と謳っていながら、15名がスタッフ、25名が参加者っていうと、あまりに参加者が少な過ぎると。なおかつ、その部屋の定員が33名の部屋を使って行うというのは、パンフレットの定員40名というのは、これは、嘘なわけですよね。それを40名と書いている段階で、少し私自身にはちょっと不信感が生まれたなという気がいたします。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、冨田委員お願いします。

発 言 者	要旨
冨田委員	後援するっていうことに積極的に賛成とかそういう立場ではないんですけども、ただ一つ 気になるのが、ネット・スマホ依存というのは今すごい社会的に大きな問題になっておりまして、大府市として、この問題についてどう考えて、どう取り組んだか。あるいは、子ども たちの現状はどうだっていうのがすごく気になっています。 もし、教育委員会で、今の子どもたちのこのネット・スマホ依存への現状のようなものが 分かっていたら教えていただきたいし、大府市として、この問題についてどう取り組むんだ ということがもしあれば、今回の活動に対して後援しなくても、大府市はこんなふうにやっているんだっていう立場でいけると思うんですが、ちょっとその辺り分かれば教えていただきたいです。
教育長	学校教育ということでは、ICT 教育の一環で、情報モラル教育を進めておりますので、各校それぞれ工夫しながら、これからのネット社会への向かう姿勢については、子どもたちに教育をしているという状況にはあろうかなというふうに思っております。 補足があれば事務局お願いします。
主席指導主事	スマホの依存というところから考えて、きっと課題は保護者なんですよね。 学校については、今教育長が話をしたように、これからも違う観点から見ていくんですけ ど、保護者へのこういう働きかけについては、何らかの形でもっと意識を高めていかないと と思うんですね。だからそういったところではまた考えていく、保護者にどういうふうに働 きかけていくかっていうのは、ちょっと考えていくべきところなのかなと思います。
冨田委員	私もこの問題は、とても大きな問題なもんですから、教育委員会としても、あるいは各学校も、これについては積極的に取り組んでいかなきゃいけない問題だと考えています。この内容を見たときに、特定非営利活動法人がやる内容ですし、参加費も1,000円とそんなに高くないもんだから、じゃあなぜ後援しないんだということもあるんですけども。穿った見方になっちゃうかもしれないんですけど、恐らくこの1回の講演で問題が解決するっていうことはないもんだから、恐らく参加した親御さんや子どもさんに長期的なカウンセリングっていうんですかね、そういったものをこの場で持ちかけて、そのためにスタッフもたくさん動員してというような、そんな穿った見方をしてしまって、心配をしております。ですから、内容的に、それから活動する主体が特定非営利活動法人だということから、後援してもいいかなと思うんですけども、資料から見えてくるものが不安だということで、今回については、自分も、後援は見合せてもいいんじゃないかなというふうに考えております。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、西村委員お願いします。
西村委員	私は以前このネットの保護者対応という内容で、南中のほうで、PTAの人たちが主催で講演会を聞いたことがありますし、多分、子どもたちも親御さんたちも、何かしら、この団体だけではなく、いろいろ耳にしたりしている機会があると思うんですね。それで、私が淺井委員と同じようにちょっと不審に思ったのは、申請書の連絡先の住所がですね、代表の方が、吉川町になってるんですけど、この住所が社員名簿とか、役員名簿のどこにも出てきてないんですね。というのは、なぜこの住所が出てきて、この連絡先がっていうのをちょっと、私も家が近所なので、この団体がそういうところにあるのかなっていうのがあったんですけども。そういった書面からのちょっと不審な点もありますので、今回は、ちょっと後援は一度見送ったほうがいいのではないかなと思いました。

発	言	者	要旨
教育長			その他いかがでしょうか。 それでは、議案第53号につきましては、気がかりな点があるということで、承認を見送 らせていただくということでよろしいでしょうか。
			(異議なし)
	教育長		ありがとうございました。議案第53号は承認を見送ることといたします。 それでは協議事項につきましては以上です。続いて4の報告事項に入ります。
主	主席指導主事		報告事項1号「小中学校現況報告について」報告